

平成17年12月27日

各 位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役社長 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問合せ先 管理本部長 藤田 公司
(TEL. 03-5778-0321(代表))

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成17年12月27日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

<今回の資金調達背景と目的>

今回の資金調達は、当社グループの成長に向けた機動的なM&Aや資本提携の実施を目的としております。インターネットを取り巻く環境が大きく変化している現状を踏まえ、更なる成長を目指すため、また当社グループの企業価値を高めるため、資金調達を決議いたしました。

また、資金調達の手法については、他の手法も検討いたしましたが、速やかに機動的な資金調達を行える点、および無利息により資金調達コストを抑制できる点より、新株予約権付社債の発行を選択しました。なお、本新株予約権の割当先であるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本買取案件にかかわる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わないことになっております。

記

1. 社債の名称 株式会社ガーラ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の発行価額 額面100円につき金100円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新株予約権の発行価額の算定理由（無償の理由） 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
5. 払込期日及び発行日 平成18年1月12日（木）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 募集に関する事項

(1) 募集の方法

第三者割当の方法により、全額をゴールドマン・サックス・インターナショナルに割当てる。

(2) 発行価格（募集価格）

額面100円につき金100円

(3) 申込期間

平成18年1月12日（木）

(4) 申込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 本店

7. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(6)号に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(3) 行使時払込金額及び転換価額

①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初218,000円とする。

(4) 行使時の払込金額（転換価額）の算定理由

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成17年12月27日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を5%相当上回る額とした。

(5) 新株の発行価額中の資本組入れ額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入れ額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(6) 行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年1月13日から平成23年1月11日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(7) 行使の条件

①当社が第8項第(6)号②もしくは③により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。

②当社が第8項第(6)号④記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が第8項第(12)号記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

所」という。)に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。

③各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日(以下それぞれ「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格(VWAP)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高および値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の94%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適切と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が109,000円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が436,000円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも転換価額を適宜調整する。なお、上記算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、株式分割により当社普通株式を発行する場合には、「新発行・処分株式数」は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(た

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

だし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。

- (10) 消却事由及び消却条件
- (11) 行使によって交付された株式の配当起算日

消却事由は定めない。

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

- (12) 行使請求受付場所
- (13) 代用払込に関する事項

名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 本店

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額
- (2) 各社債券の金額
- (3) 社債の利率
- (4) 償還期限
- (5) 償還価額
- (6) 償還の方法

金10億円

金2,500万円の1種

本社債には利息を付さない。

平成23年1月12日(水)

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号②乃至④に定める価額による。

①本社債は、平成23年1月12日にその総額を償還する。

②当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

③当社は、平成18年7月12日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の30日以上前までに事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。

④本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日の30日以上前までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

請求する権利を有する。

⑤本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

⑥本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社 債 券 の 様 式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担 保 の 有 無

本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財 務 上 の 特 約

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10) 取 得 格 付

取得していない。

(11) 社 債 管 理 会 社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12) 償還金支払事務取扱者
(償還金支払場所)

中央三井信託銀行株式会社 日本橋営業部

9. 上 場 申 請 の 有 無 無し

10. 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額990百万円は、M&A及び資本提携の資金に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

当社は、通期の業績予想が困難であることから、業績予想の公表を差し控えさせていただいております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社が属するインターネット関連業界はいまだ発展段階にあり、環境変化による影響が大きいため、積極的に事業展開し、当社の優位性を確保すること、経営及び業務執行体制を強化し、収益基盤を確立することが企業価値の増大につながると考えております。このため当面配当は行わず、収益基盤確立に注力する予定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、早期の収益基盤確立のため、財務体質の強化や事業拡大に必要な投資を行い、株主利益の増大に努めてまいります。

(3) 過去3決算期間の配当状況等 (連結)

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	304.75円	△14,959.35円	95.14円
1株当たり年間配当金	－円	－円	－円
実績配当性向	－%	－%	－%
株主資本当期純利益率	0.4%	△21.7%	0.2%
株主資本配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成17年7月21日	50,240,000円	674,731,540円	有償・第三者割当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成17年12月27日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.4%となる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行の新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成17年12月27日現在の発行済株式総数で除した数値です。なお、今回発行の新株予約権付社債が全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は4.2%となり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は16.8%となります。

(3) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	126,000 円	110,000 円	162,000 円	560,000 円
高 値	709,000 円	289,000 円	602,000 円	1,890,000 円 ※289,000 円
安 値	98,000 円	103,000 円	128,000 円	436,000 円 ※175,000 円
終 値	105,000 円	155,000 円	530,000 円	※208,000 円
株価収益率	344.54 倍	一倍	5,570.74 倍	122.92 倍

- (注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年12月27日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。
3. 平成16年3月期は当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。
4. 平成18年3月期の株価収益率は、平成17年9月30日現在の数値であります。
5. 平成17年9月30日現在の株主に対して、所有株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施しておりますので、株式分割後の株価は※で示しております。

(4) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	
割当新株予約権付社債(額面)	金 1,000,000,000 円	
払 込 金 額	金 1,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住 所	英国 EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コート
	代 表 者 の 氏 名	マイケル・シャーウッド
	資 本 の 額	165,599 千米ドル
	事 業 の 内 容	証券業
当 社 と の 関 係	大 株 主	ゴールドマン・サックス・ホールディングス(U.K.) ゴールドマン・サックス・グループ・ホールディングス(U.K.)
	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 普通株式 0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数 : 0 株
	取 引 関 係 等	該当事項なし
	人 的 関 係 等	該当事項なし

(注) 出資関係は、平成17年11月30日現在のものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) その他

本新株予約権付社債には譲渡制限が付される予定です。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。